

地域産業委員会 令和3年9月17.21日
観光・国際都市部 資料3番
所管 文化振興課

第67号議案

大田区民ホール条例の施設の供用停止に関する条例について

1 制定理由

大田区民ホールの大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、当該施設の供用を停止するため、新たに大田区民ホール条例の施設の供用停止に関する条例を制定する。

2 条例内容

別紙のとおり

3 施行年月日

令和4年1月1日

大田区民ホール条例の施設の供用停止に関する条例

大田区民ホール条例（平成10年条例第5号）に規定する施設は、令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（提案理由）

大田区民ホールの大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、施設の供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。